

【別添5】物品購入契約書（単価契約）の運用基準について

文頭関係

(1) 購入物品は、品目及び規格を記載することとなるため、文頭箇所の購入物品には次の記載例のとおり記載する。

【記載例①】 ガソリン（レギュラースタンド渡し）

【記載例②】 プリンタトナー（〇〇製（型番））

また、購入物品が複数のため文頭箇所の購入物品に記載することができない場合は、「別紙の購入物品とする」と記載し、品目及び規格を示した契約書別紙を作成した上、本契約書に添付すること。

なお、契約書別紙に（2）①の納入場所及び（4）①の納入期限及び（5）の購入契約単価（税別）を加える場合は、契約書別紙を加工した上、添付する。

(2) 納入場所は、納入させる場所を特定することとなるため、文頭箇所の納入場所には具体的な官署名等を記載する。なお、納入場所が複数のため文頭箇所の納入場所に記載することができない場合は、次のいずれかの内容を文頭箇所の納入場所に記載する。

① （1）の契約書別紙による場合

「別紙の納入場所とする」と記載する。

② 仕様書等の指示による場合

「仕様書等に記載の発注ごとに指定する納入場所とする」と記載する。

(3) 契約期間は、本契約全体の開始日時から終了日時までを示すこととし、文頭箇所の契約期間には次の記載例のとおり記載する。

【記載例】 自 平成〇〇年〇〇月〇〇日

至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 納入期限は、仕様書等の指示により、発注者は契約期間内における予定数量を一定期間ごと又は複数回に分割して納入させる必要がある物品購入契約（継続的又は共同調達により契約する燃料、消耗品など。以下同じ。）のため、発注ごとに納入期限を指定する必要があることから、文頭箇所の納入期限には次の記載例のとおり記載する。

【記載例①】 毎月〇〇日まで

【記載例②】 毎月第〇〇曜日まで

【記載例③】 発注後〇日以内

なお、納入期限が複数のため文頭箇所の納入期限に記載することができない場合は、次のいずれかの内容を文頭箇所の納入期限に記載する。

① （1）の契約書別紙による場合

「別紙の納入期限とする」と記載する。

② 仕様書等の指示による場合

「仕様書等に記載の発注ごとに指定する納入期限までとする」と記載する。

(5) 購入契約単価については、請求金額を支払う際に受注者から第16条第2項の規定により、消費税別の購入契約単価を示す必要があるため、文頭箇所の購入契約単価には次の記載例のとおり記載する。

【記載例①】 ○○○円／○（各種単位）

（取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含まない。）

【記載例②】 1○（各種単位）当たり○○○円

（取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含まない。）

なお、購入契約単価が複数のため文頭箇所の購入契約単価に記載することができない場合は、契約書別紙によることとし、文頭箇所の購入契約単価には「別紙の購入契約単価とする」と記載し、購入契約単価（税別）を示した契約書別紙を作成した上、本契約書に添付する。

（6）契約保証金においては、「免除」と記載する。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう対応されたい。

第4条関係

第3項の「14日」については、調査の結果等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第7条関係

- （1）第7条は、契約締結の日から納入期限までの間において、第1項のその責めに帰すことができない事由により、納入期限を延長しなければならない事象が発生した場合にのみ契約変更時の適用条文とすることとする。
- （2）第1項において、その責めに帰すことができない事由とは、天候の不良、不可抗力、発注者の行う関連作業等の調整への協力又は発注者の責めに帰すべき事項等による理由によることであり、受注者に責めのない正当な理由がある場合、受注者は発注者へ納入期限の延長を請求することができる規定であるため、発注者は第25条第1項における損害金を受注者に請求をすることはできないものである。
- （3）第2項において、第1項の事由のうち、発注者の責めに帰すべき事項により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその必要な費用を負担しなければならない。

第8条関係

- （1）第8条は、契約締結の日から納入期限までの間において、第1項又は第2項の特別の理由により、納入期限を変更しなければならない事象が発生した場合にのみ契約変更時の適用条文とすることとする。
- （2）第1項及び第2項において、特別の理由とは、発注者による行政運営面又は事業執行面のための理由によることである。
- （3）第2項において、発注者と受注者が協議した結果、通常必要となる妥当な延長期間の範囲内において、発注者はその範囲内を限度として納入期限の変更を請求す

ることができるものである。

- (4) 第2項において、第1項又は第2項の理由により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその必要な費用を負担しなければならない。

第9条関係

- (1) 第1項において、「納入期限の変更」とは、第4条第5項、第5条、第6条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、納入期限、購入物品の納入の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「納入期限の変更事由が生じた日」とは、第4条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第5条においては、仕様書等の変更が行われた日、第6条第2項においては、発注者が購入物品の納入の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第9条は、契約締結の日から納入期限までの間において、第7条第1項の事由又は第8条第1項若しくは第2項の理由以外の変更事由により、納入期限を変更しなければならない事象が発生した場合に契約変更時の適用条文とすることとする。

第10条関係

- (1) 第1項の「購入契約単価の変更」とは、第4条第5項、第5条、第6条第2項、第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、納入期限、購入物品の納入の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「購入契約単価の変更事由が生じた日」とは、第4条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第5条においては、仕様書等の変更が行われた日、第6条第2項においては、発注者が購入物品の納入の一時中止を通知した日、第7条第2項においては、受注者が第7条第1項の請求を行った日、第8条第3項においては、発注者が第8条第1項又は第2項の請求を行った日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第5条、第6条第2項、第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づくものをいう。

第11条関係

- (1) 第1項における「賃金水準又は物価水準」による変動とは、労働者の賃金水準又は運送料等に関する物価水準が著しく変動する場合をいう。なお、第1項を一般

的に全体スライド条項という。

- (2) 第2項における「予期することのできない特別の事情」による変動とは、急激なインフレーションや海外における戦争や動乱等予期することのできない特別の事情により、賃金及び物価の総合的な水準が著しく変動し、事情変更の原則が働く場合をいう。なお、第2項を一般的にインフレスライド条項という。
- (3) 第3項の「14日」については、納入期限、購入物品の納入の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (4) 第4項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又短縮した日数を記載できるものであること。

第15条関係

- (1) 第2項の「10日」については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第5条の規定により10日以内とされている。
- (2) 検査の方法としては、会計法第29条の11第2項の規定により、契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならないとされ、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第101条の9第1項の規定により、契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならないとされており、また、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第24条の規定により、予決令第101条の9第1項に規定する財務大臣の定める場合は、請負契約又物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでないとされているため、200万円以上における物品購入契約の購入物品の納入を確認する場合においては工事等監督検査事務処理要領（昭和55年2月7日付け空経第48号。以下「処理要領」という。）第39条に規定する検査調書（第15号様式）を作成し又は物品購入契約のうち全ての購入物品を納入する前に実施する既納部分（200万円未満の場合も含む。）を確認する場合においては処理要領に規定する検査調書（第18号様式）及び既納部分調書（第20号様式）を作成すること。

第16条関係

- (1) 第1項において、入札説明書又は仕様書等に記載されている契約期間内におけ

る「発注ごと」や「各月ごと」の様な一定周期ごとに取りまとめて支払う旨の条件について記載するため、「〇〇ごとに取りまとめ」の部分に「発注」や「各月」等を記載する。

- (2) 第3項の、購入代金の支払時期は、支払遅延防止法第6条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律運用方針（昭和25年4月17日付け理国第140号。以下「支払遅延防止法運用方針」という。）第13の2（ロ）の規定により国が給付の完了の検査を終了した相手から適法な支払請求を受けた日からその他の給付については30日以内に支払わなければならないと規定されている。

第18条関係

- (1) 第3項において、特に他の規定等がない場合については、瑕疵担保期間を原則として「1年以内」とする。
- (2) 第4項において、受注者の故意又は重大な過失により生じた瑕疵の場合の瑕疵担保期間を購入物品の引渡しを受けた日から10年とする。

第19条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 納入期限までに購入物品を納入し、検査の結果不合格の場合、購入物品を納入した日から契約書記載の納入期限の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

- (4) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成23年4月1日から適用されている政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は「年3.1パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第20条関係

- (1) 第1項において、物品の製造、販売及び役務の提供等における違約金に関する条項の制定について（平成20年7月28日付け国空予管第388号）の別紙内容により、「10分の1」とする。
- (2) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、債権管理法施行令第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第21条関係

第2項において、会計法第29条の8及び予決令第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないため、「10分の1」とする。

第25条関係

第1項及び第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、債権管理法施行令第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

文末書関係

発注者及び受注者が互いに一通を保有するため合計二通とする。

なお、支払事務等のために必要な契約書の写しの数量を本書の数には加えないこと。

附則（平成24年10月30日 国空予管第311号）

- 1 この通達は、平成24年11月1日以降、当該契約書による契約手続きの準備ができ次第速やかに適用することとするが、平成25年度契約に係る契約手続きまでには適用すること。
- 2 本契約書は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号）別表第一の契約の種類のうち「物品の販売」による物品購入の単価契約を締結するための標準契約書とするが、本契約書と異なる内容により契約を締結しなければならない場合には、契約担当官等にその契約書の内容について別途承認を受けなければならない。
- 3 予決令第100条の2の規定により、契約金額が150万円を超えないものについては契約書の作成を省略することができることとされているが、購入予定代金額が150万円を超えない場合であっても、契約内容（契約期間が長期間に及ぶ場合等）により、契約書の必要性を検討したうえ、契約書を省略するか否かを決定することとする。
- 4 当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。